

## 入札参加資格制限措置の概要

## 1. 対象業者の商号又は名称（代表者名）及び住所

商号又は名称(代表者名)	五洋建設株式会社	(代表取締役社長 清水 琢三)
	法人番号	1010001000006
住 所	東京都文京区後楽2-2-8	

## 2. 措置期間

令和 5 年 1 月 23 日 ~ 令和 5 年 4 月 22 日 ( 3 か月 )

## 3. 事実概要

当該人を代表とする共同企業体は、西日本高速道路株式会社関西支社発注の新名神高速道路大津ジャンクション東工事において、令和3年7月10日作業員が高所作業車から転落し負傷したことについて、大津労働基準監督署長に遅滞なく報告しなければならないところ、令和3年8月19日に至るまで報告書を提出しなかった。

このことにより、当該人の従業員が労働安全衛生法違反により、令和4年12月22日に大津簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。

## 4. 措置理由

上記のことが、本県建設工事等入札参加資格制限措置要綱別表第2の6（労働安全衛生法違反行為）に該当するため。

## 【入札参加資格制限措置要綱別表第2の6】

措 置 要 件	期 間
(労働安全衛生法違反行為) 6 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第100条に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 3か月以上12か月以内

## 問い合わせ先

福島県総務部入札監理課  
福島県福島市杉妻町2-16  
(電話) 024-521-7899